

「人と共に進化する次世代人工知能に関する技術開発事業」の公募説明会における 主な質問と回答

※下記以外にも御不明な点がございましたら、問い合わせ先：project_coevo@nedo.go.jp まで御連絡ください。

	質問	回答
提案書 関連	公募要領にある「研究開発拠点」とはどのようなものでしょうか。	<p>本事業における「研究開発拠点」は「本プロジェクトの研究開発を行う一つの組織であり、産学官が結集して1箇所で行うことができる物理的な研究開発拠点」と公募要領に定義しており、上記に該当するものは全て研究開発拠点として認められます。</p> <p>他方で公募要領の「1. 事業概要」において研究開発事項①-1及び研究開発項目③の研究開発拠点の設備について言及しておりますので、提案書において研究開発拠点の設備が研究開発を実施するにあたり十分であることを説明していただく必要があります。</p>
	「プロジェクトの代表機関」としてアップロード等を行うのは「研究開発拠点の代表者」以外でも可能でしょうか。	可能です。ただし、提案いただく研究開発体制が研究開発や拠点の活動にとって適切な体制となっていることについては提案書にてご説明ください。
	提案書について、文字数などの具体的な制限はありますかでしょうか。	文字数等の制限は特段ございません。その他は「別添1: 提案書作成上の注意、様式」の注意事項等を御確認いただき、提案書を御検討ください。
	「全体提案」は、それぞれの研究開発項目・事項ごとに提案書を作成してくださいとのことですが、これは研究開発項目①、③ごとに、提案書を作成するというのでしょうか。それとも研究開発事項①-1、①-2、①-3、③に分けるというのでしょうか。	①-1、①-2、①-3、③ごとに提案書を作成していただくこととなります。
	年間事業規模の金額は、単独又は複数とのことですが、金額は複数案件を採択される前提で必要金額を検討する必要があるのでしょうか。	複数件採択されることを踏まえて必要金額を検討する必要はございません。提案する研究開発に必要な金額という観点から検討し算出してください。

	<p>複数の部分提案をし、例えば①-1のフレームワークが採択されない場合、①-2や①-3の研究計画が大きく変更になってしまうのですが、①-2や①-3はどの程度独立した内容で記載する必要がありますでしょうか。</p>	<p>全体提案又は複数の部分提案を行う場合は、独立した内容にするのではなく、各研究開発事項を同時に進めることによる相乗効果について具体的に記載し、一体で進める有用性について詳細に記載してください。</p> <p>他方で、条件付き採択において一部の研究開発事項のみ採択するという条件の場合、提案者が研究計画を大きく変更する必要があるために実施が困難と判断する場合は、その時点で提案者が採択を拒否することも可能ですので、ご認識おきください。</p>
	<p>研究開発項目ごとに作成した提案書がある場合、別々にアップロードする必要がありますでしょうか。まとめてアップロード可能でしょうか。</p>	<p>まとめてアップロードしてください。</p>
<p>事業化</p>	<p>事業化計画についてですが、5年後（事業終了後すぐ）に製品販売というスケジュール感で記載すべきでしょうか。</p>	<p>「別添4：研究開発成果の事業化計画書」の「2. 実用化・事業化への取組み(1)実用化・事業化に向けた計画等」において説明しているとおり、事業終了後の5年間までの実用化・事業化までの計画の記載を御願ひしているところでございます。</p> <p>ただし、提示いただいているスケジュールを否定するものではありません。</p>
	<p>事業実施中にビジネスを開始することは可能ですか。</p>	<p>プロジェクト実施期間中に、研究成果を事業化した事例もございます。ただし、どのようなケースの場合認めて、どのようなケースの場合認めないということではなく、これらの事例は実施計画の詳細な調整を実施者と当機構の間でさせていただいた上で実現できたものになります。</p> <p>従いまして、もし実施期間中の事業化を希望する場合は提案書(事業化計画等)に期間中の事業化を想定していることを明示していただいた上で、採択されましたら、実施計画を策定する際に詳細を調整させていただければと思います。</p>
	<p>研究開発事項①-2、①-3の要素技術を単独で採択された場合、研究開発事項①-1のフレームワークで活用することを事業計画に記載してよいでしょうか。</p>	<p>①-1の事業内容において、①-2及び①-3の技術を活用できるフレームワークを開発することを要求しております。</p> <p>しかし、これは①-1の成果を活用した事業に①-2又は①-3で開発した技術を確実に活用することを求めたものではありません。この点を踏まえて事業計画に記載していただければと思います。</p>

	<p>研究開発事項①-1は、技術の実用化・事業化を促進するとありますが、研究開発事項①-2と①-3は記載がありません。①-2と①-3は事業化に関する目標等の記載はなくても良いのでしょうか。</p>	<p>①-2及び①-3についても事業化計画を記載していただく必要があります。</p> <p>御指摘の部分は①-1の拠点の事業内容の部分になり、拠点においては①-1だけでなく①-2及び①-3の成果も集約して技術の実用化・事業化を促進する活動を行うことを記載したものです。</p>
採択関連	<p>「全体提案」の場合、審査結果は研究開発事項ごとにわけて提示されるということでしょうか。</p>	<p>基本的に「全体提案」として御提案いただいた場合は、「全体提案」として採用・不採用等を通知させていただきます。</p> <p>ただし、条件付き採択において、一部の研究開発事項に限定して採択する可能性があります。</p>
	<p>複数の部分提案を行う場合（例えば研究開発事項①-1, ①-2, ①-3）、単独の項目のみが採択になるようなケース（例えば研究開発事項①-2のみ）もあり得ますでしょうか。</p>	<p>御指摘のとおり、条件付き採択として、一部の研究開発事項のみ採択する可能性があります。</p>
研究開発体制・プロジェクトの運用	<p>全ての研究開発事項に対して、得られた成果、データを事業全体に共有することが求められるのでしょうか。</p>	<p>基本的には成果及び研究データの共有は、プロジェクトに参加する実施者の求めに応じて原則、共有していただくこととなります。</p> <p>ただし、その成果やデータを提供したことにより、成果及びデータを保有する実施者等の将来の事業活動に影響が出ると考えられる場合は、提供を拒否することが可能です。</p>
	<p>産学連携の場合、産は協力体制のみで、再委託先として応募することは可能でしょうか。</p>	<p>産学連携については基本的には共同で御提案いただくことを想定しておりますが、再委託等の研究開発体制も応募要件に反するものではありません。</p> <p>他方で提案するためだけの実態のない連携は認められない場合がありますので御注意ください。</p> <p>判断に迷う場合は個別に御相談ください。</p>
	<p>海外拠点（米国大学等）も研究開発体制に含めて問題ないでしょうか。</p>	<p>特段問題ございません。ただし、公募要領の「7.留意事項(9)知財マネジメント」の部分にあるとおり、国内企業等が当該プロジェクトの成果を活用できるよう、必要な体制を構築していただく必要があります。</p> <p>具体的な対応については、個別の背景を踏まえる必要がありますので、不明な点がございましたら御相談ください。</p>
	<p>当該事業の成果物をオープンソースにしたいでしょうか。</p>	<p>「人と共に進化する次世代人工知能技術開発事業」における知財マネジメント基本方針及びデータマネジメント基本方針に沿ったものであれば、特段問題ございません。</p>

<p>研究開発事項①-2, ①-3について基盤技術開発とありますが、単機能の要素技術開発を行い、①-1のフレームワークで活用するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的な認識に間違いはありません。①-1のフレームワークは①-2及び①-3の技術を活用できるものである必要があります。</p> <p>ただし、①-2、①-3は基盤技術の開発を行うものですので、特定分野の特定用途のみ使用する技術の開発や、単なる既存技術のバージョンアップの開発は本プロジェクトの趣旨と合致しない可能性があります。提案書を作成いただく際はその観点も踏まえて御検討いただければ幸いです。</p>
<p>研究開発事項①-2と①-3は、①-1のフレームワークを使うことが必須ですか</p>	<p>①-2と①-3の研究開発において①-1のフレームワークを用いることは必須ではありません。</p> <p>他方で①-1は①-2と①-3の技術を活用できるフレームワークを開発することが求められますので、その点は御注意ください。</p>
<p>研究開発事項①-1はステージゲートがないとのことですが、各年度の予算は、初年度で確定するのでしょうか。それとも評価によって毎年金額が変化するのでしょうか。</p>	<p>各年度の研究開発費については、各年度の政府予算に基づき実施するため、初年度以外の予算額は各年度で変動する可能性があります。</p> <p>また、御指摘のとおり研究開発の進捗等により、予算額を変更させていただく可能性もございます。</p>
<p>大学以外に、民間企業2社で分担して作業をする予定なのですが、拠点は2か所とすることは可能でしょうか。それとも1社に集約すべきでしょうか。</p>	<p>研究開発事項①-2及び①-3においては、基本的に可能と考えられます。他方で、研究開発事項①-1及び研究開発項目③の研究開発は「研究開発拠点」で実施するものであり、「本プロジェクトの研究開発を行う一つの組織であり、産学官が結集して1箇所で研究開発ができる物理的な研究開発拠点」と公募要領に定義しているとおり、基本的に1か所に集約することになります。</p>
<p>複数の研究開発事項にまたがる提案をする際に、提案する研究体制が似通っているグループでも問題ないでしょうか。</p>	<p>特段の問題はありません。ただし、提案したすべての研究開発事項において採択された場合、実際に実施できる体制になっているものである必要がありますので、その点を注意していただき研究開発体制を検討いただければと思います。</p>
<p>採択後に実施者（委託先又は再委託先）を追加することは可能でしょうか。</p>	<p>採択後に実施者（委託先又は再委託先）を追加した事例はございます。ただし、追加する場合は契約額の配分も含め、実施体制に係る詳細な調整及び手続が必要になる場合がありますので事前にご相談ください。</p>

その他	<p>「大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動」については、若手研究者も最初から研究者として登録しておく必要があるでしょうか。それとも計画にない若手研究者に関連研究をさせることが可能でしょうか。</p>	<p>「大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動」については、若手研究者を研究員に登録する必要があり、実施計画に記載する必要があります。</p>
	<p>「大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動」について、割いて良い時間(エフォート)の割合について制限はありますか。</p>	<p>若手研究者のエフォートは 20%を上限としています。</p>
	<p>当該プロジェクトは基盤研究開発とのことですが、技術のアプリケーションを絞った提案でも問題ないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、本プロジェクトは基盤技術の開発を行うものですので、特定分野の特定用途のみ使用する技術の開発や、単なる既存技術のバージョンアップの開発は本プロジェクトの趣旨と合致しない可能性があります。</p> <p>ただし、基盤技術の確立のために実際に特定分野や特定の用途に適用し、その結果を基盤技術開発にフィードバックするといった研究開発のアプローチなどを否定するものではありません。</p> <p>提案の際は上記の点も踏まえて御検討いただければ幸いです。</p>
	<p>物品購入に関する仕様書・見積書の日付は、いつから実施してよいのでしょうか。</p>	<p>仕様書及び見積もりについては委託期間が開始される前に実施して特段の問題はありません。ただし、発注行為については委託期間開始後に実施していただく必要がありますので、ご認識おきください。</p>

以上